

成田市情報公開及び個人情報保護審査会会議概要

1 開催日時

平成23年1月31日(月) 午後2時～午後4時15分

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 議会棟3階 第3委員会室

3 出席者

(委員) 木村琢麿会長, 江波戸秀記委員, 菊地秀樹委員, 滝沢繁夫委員

(事務局) 山崎総務部長, 鳥羽総務課長, 宮田主幹, 加瀬林副主幹, 宮崎主任主事,
宮内主事補

(説明員) 塩田行政管理課長, 野村主幹, 稲阪副主査

4 議題

(1) 会長の選任について

(2) 諮問事案の審議 (債権回収対策事業における滞納者情報の利用について)

(3) その他

5 議事 (要旨)

議題 (1)

会長に木村委員 (菊地委員, 滝沢委員の推薦による), 職務代理に滝沢委員 (木村会長の指名による) が決定した。

議題 (2) について主な意見

1. 債権所管課と債権回収一元化組織との個人情報のやりとりにおいては, 漏えいしないよう, 取扱いに十分注意すること。

○ (委員) 債権回収一元化組織より, 債権所管課へ滞納者についての個人情報 (資産状況, 交渉経過等) を戻す時は, 他の債権に関する情報も付加されてしまい, 無関係な部署にも個人情報が漏えいするのではないか。

→ (説明員) 滞納者の情報を所管課へ戻す時は, 債権回収が全て終了した場合か, これ以上の徴収は困難と判断した場合のみと考えている。その場合は, 他の債権についての情報は慎重に削除した上で所管課へ戻すため, 個人情報漏えいの心配はない。

○ (委員) 債権回収に係る情報をオンラインで一元管理する予定はないか。

→ (説明員) 将来的には目標としているが, 現状ではその予定はない。

→ (委員) オンラインで管理すると, 無関係な部署でも滞納者の個人情報が閲覧可能な状態になってしまうと思われる。その際には改めて, 当審査会へ諮問されたい。

2. 成田市個人情報保護条例第7条第2項第9号（本人以外からの情報収集）は、市長部局である債権回収一元化組織が、教育委員会や水道事業管理者といった異なる実施機関から個人情報を収集する場合に適用される。

3. 成田市個人情報保護条例第9条第1項第7号（情報の目的外使用）は、債権管理条例を制定し、債権回収一元化組織が滞納情報を収集・利用できる旨の規定を設ければ、適用する必要がなくなると考えられる。

4. 今回の市長部局からの諮問に対する答申は、教育委員会や水道事業管理者といった他の実施機関においても、柔軟に適用されるものとする。

議題（3）

平成22年度の情報公開・個人情報保護に関する運用状況について、事務局より1月末現在の状況を報告した。

（情報公開）153件の請求があり、処理の内訳は開示16件、部分開示87件、不開示33件、取下げ17件となっている。

（個人情報保護）10件の請求があり、処理の内訳は開示6件、部分開示2件、不開示2件となっている。

6 傍聴者

0人

7 次回開催予定

なし